

# 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく体制整備等の実施状況について

---

「科学研究費補助金に係る不正使用等の防止等に係る説明会」

平成19年12月11日

文部科学省科学技術・学術政策局  
調査調整課競争的資金調整室

# ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書

---

## □ ガイドラインの根本精神

- ・ 公的研究費の適正な管理は研究機関が構築する管理・監査システムによって初めて担保される。
- ・ システムの構築の運用ルールの策定は、各研究機関が自己規律の精神と手続きに従ってなされなければならない。

---

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書提出に関するお願い」（平成19年10月11日）

文部科学省 研究機関における公的研究費の管理・監査に関する検討会 主査 石井紫郎

# ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書

---

## □ 「実施状況報告書」の作成に当たって

- ガイドラインの根本精神を踏まえて、貴機関の取り組みの現況、そこで直面する問題点等について中身のある記述を是非お願いする次第であります。
- おそらくいずれの機関におかれても、研究現場と事務サイドとの間には様々な意見・認識の不一致があるに違いありません。
- 研究活動の効率性・迅速性追求と管理・監査業務の適正性追求との間において、双方を満足させる答えを見出すことが容易でないことは我われも十分承知しているところであります。

---

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書提出に関するお願い」（平成19年10月11日）

文部科学省 研究機関における公的研究費の管理・監査に関する検討会 主査 石井紫郎

# ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書

---

## □ 「実施状況報告書」の作成に当たって(つづき)

- ・ その狭間を自己規律の精神と手続きに従って埋めつつ、適正な「公金」管理のシステムを生み出し改善して行く不断の努力を続けることこそ、この問題解決への「王道」であります。
- ・ 「実施状況報告書」は、その険しい「王道」を一步一步進んでおられるはずの各機関におけるご努力・ご苦心の跡を記していただくべきものであり、その場しのぎのペーパープランや研究活動の本質から乖離したシステムの構築を期待する趣旨のものではないことを、くれぐれもご理解頂きたいのであります。

---

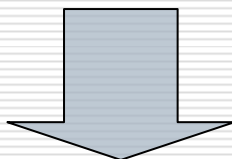
「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書提出に関するお願い」(平成19年10月11日)

文部科学省 研究機関における公的研究費の管理・監査に関する検討会 主査 石井紫郎

## 「実施状況報告書」様式についての検討会における議論

---

- 形式要件のチェックは意味がない。
- 機関が自らの現状を分析し、課題や問題点を把握することが重要。
- 「問題ありません」という回答は問題。



チェックリストではなく記述式とすべき

---

# 実施状況報告書の提出状況

---

- 提出機関数 1,632機関(12月3日現在)  
【うち速報データ入力機関数 1,567機関】

(機関種別)

国立大学	86	【82】
公立大学	77	【77】
私立大学	559	【545】
短期大学	288	【280】
高等専門学校	61	【57】
独立行政法人	77	【74】
その他	484	【459】

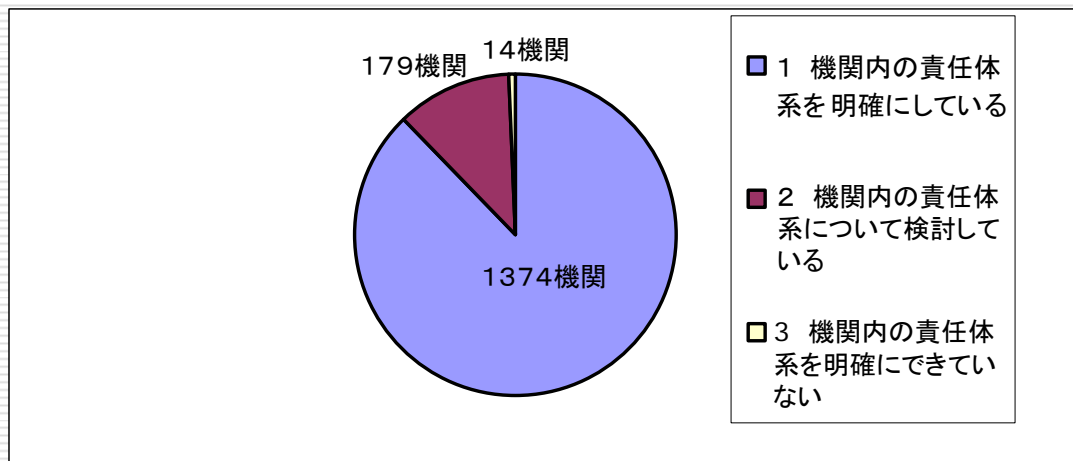
(その他は、大学共同利用機関、国・地方設置の機関、公益法人、民間企業)

\* 速報データは、(別紙様式2)取組状況整理票を基に集計したものであり、提出機関数との差異は、電子データの不備等によるものである。

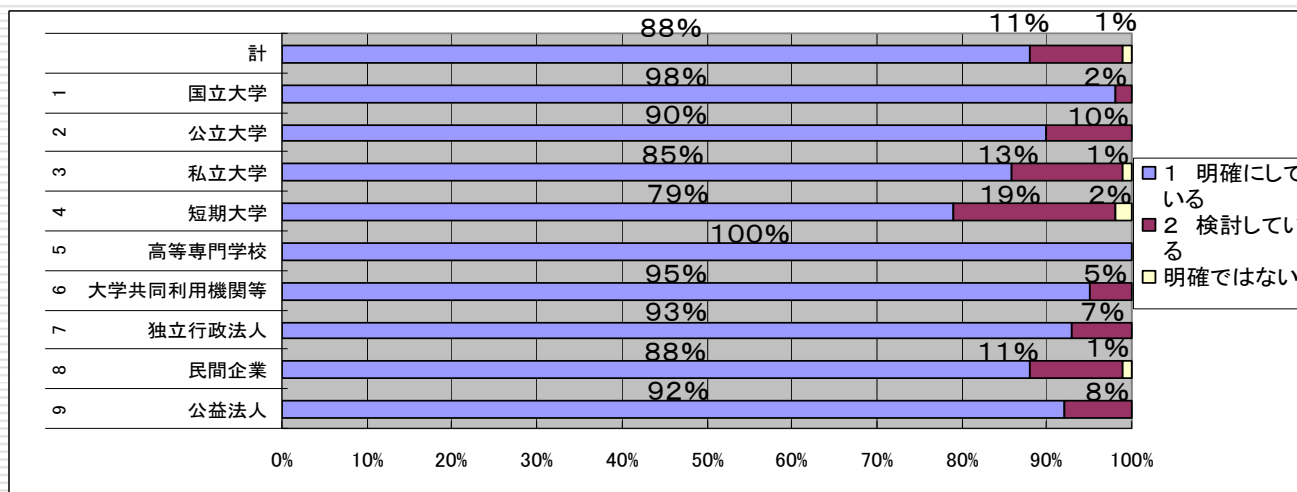
---

# 項目1 機関内の責任体系(最高管理責任者等)の明確化 (必須事項)

## 機関全体

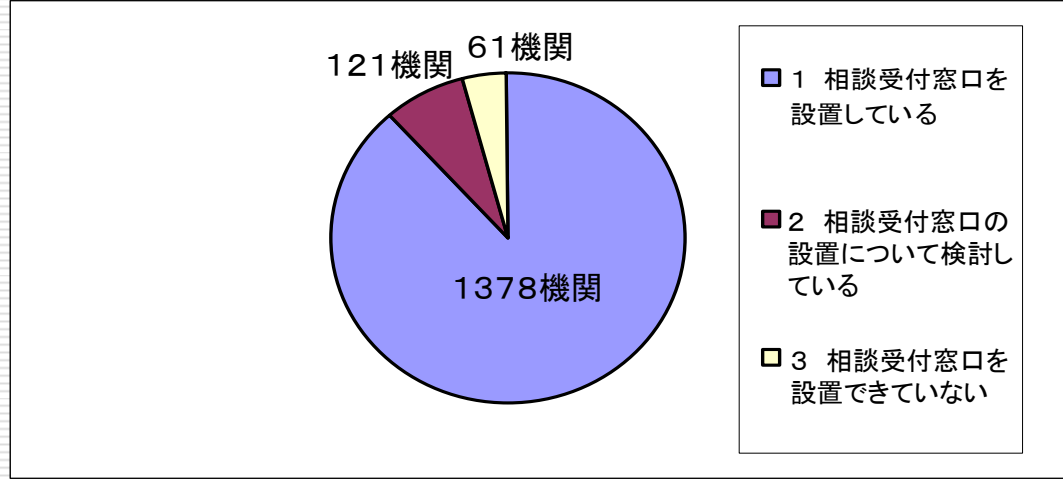


## 機関種別

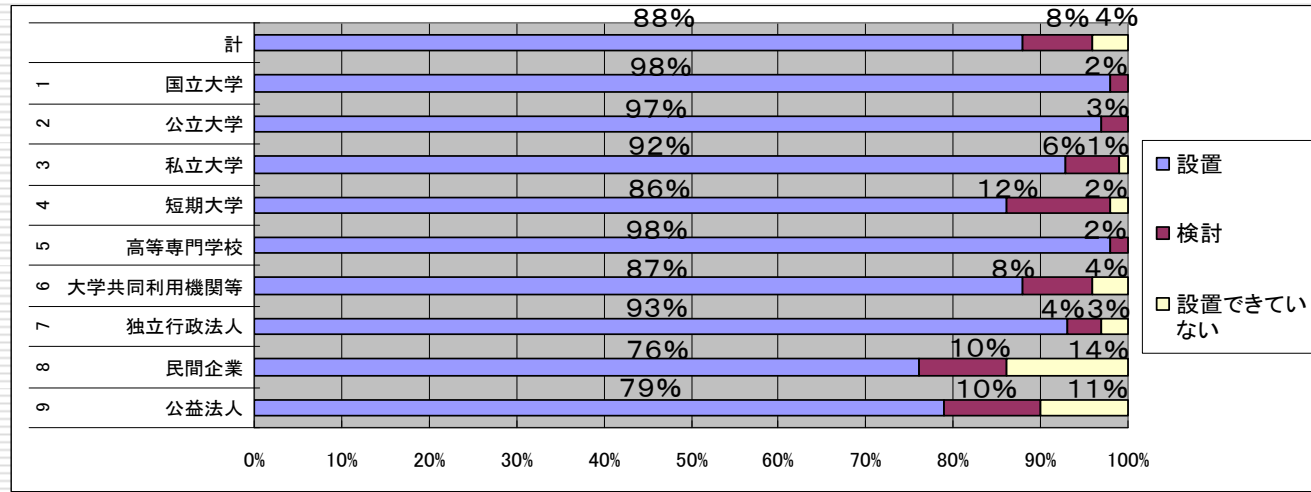


# 項目5 事務処理手続きに関する相談窓口の設置状況 (必須事項)

## 機関全体



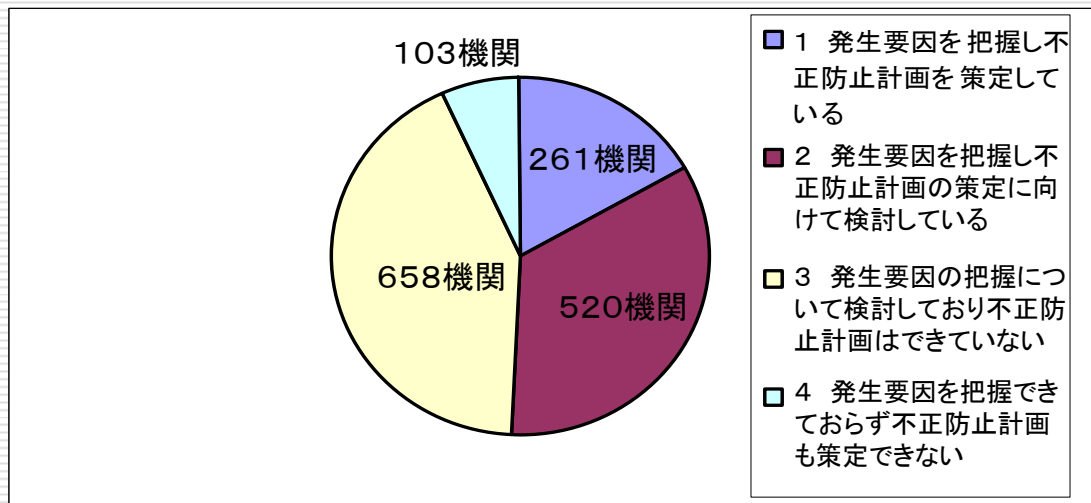
## 機関種別



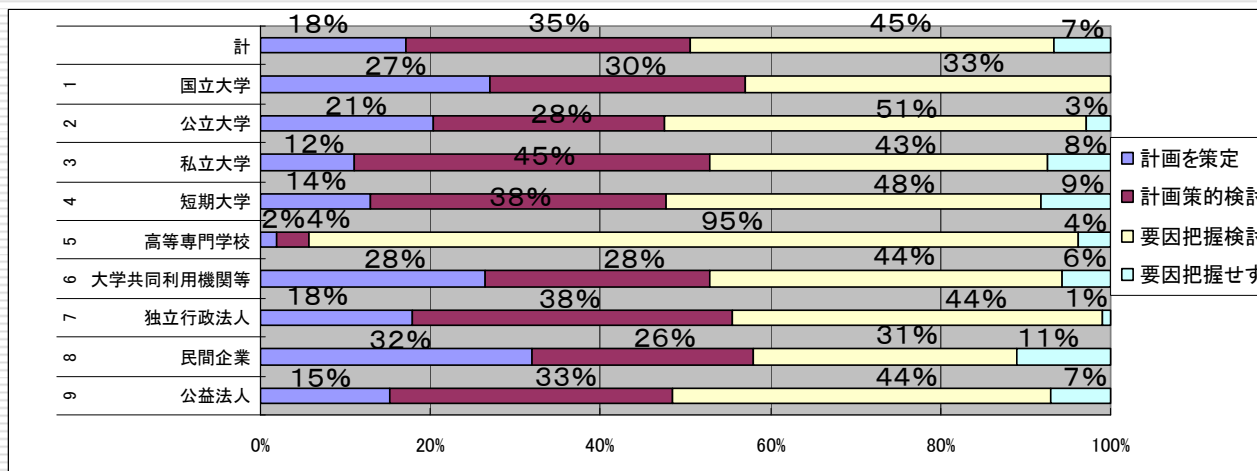


# 項目11 不正防止計画の策定状況について

## 機関全体

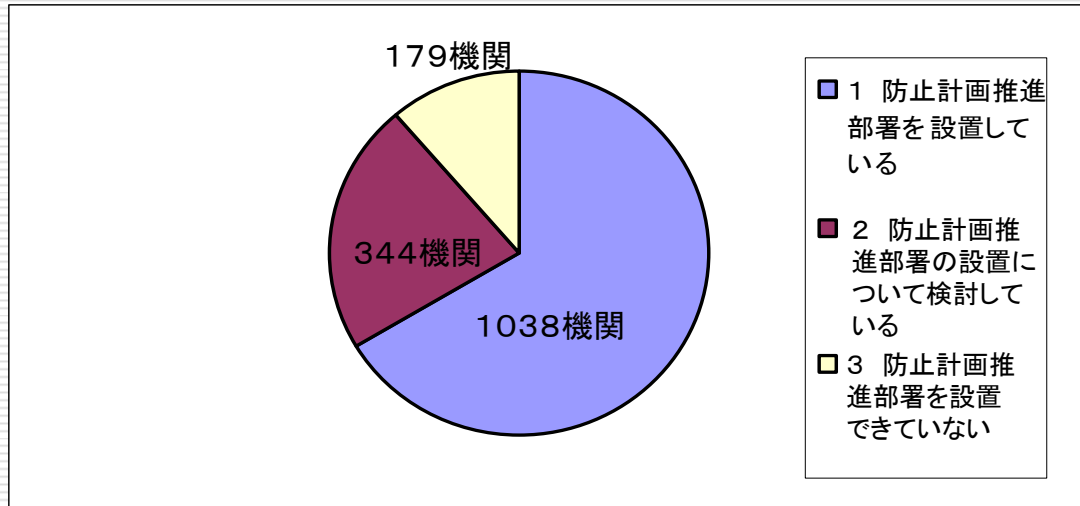


## 機関種別

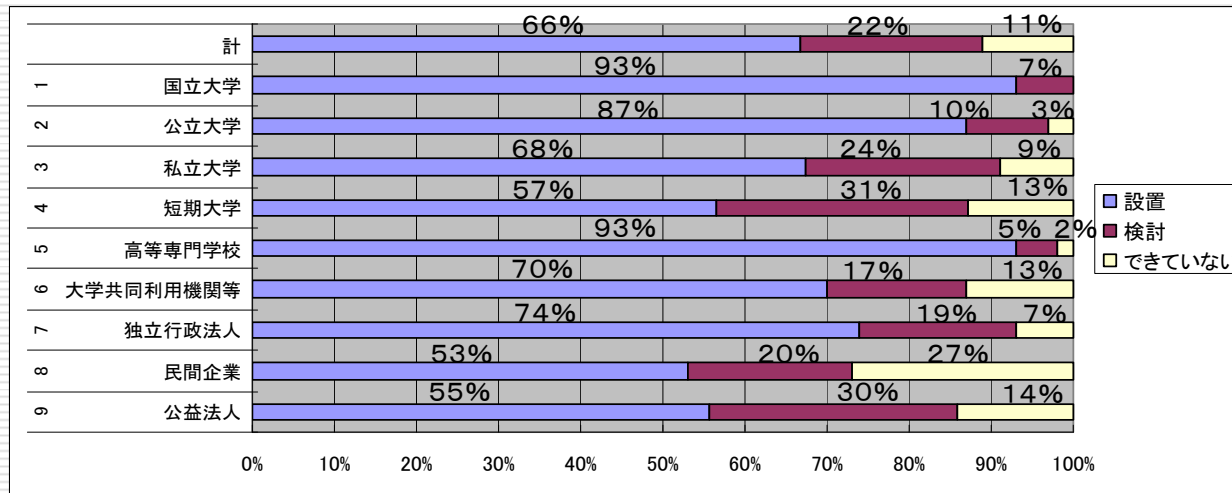


# 項目12 防止計画推進部署の設置について(必須事項)

## 機関全体



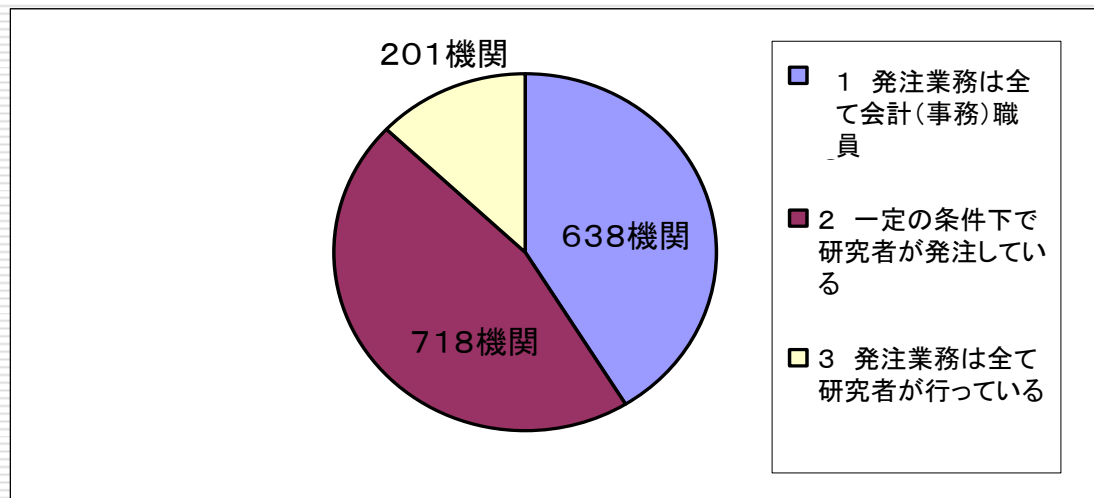
## 機関種別



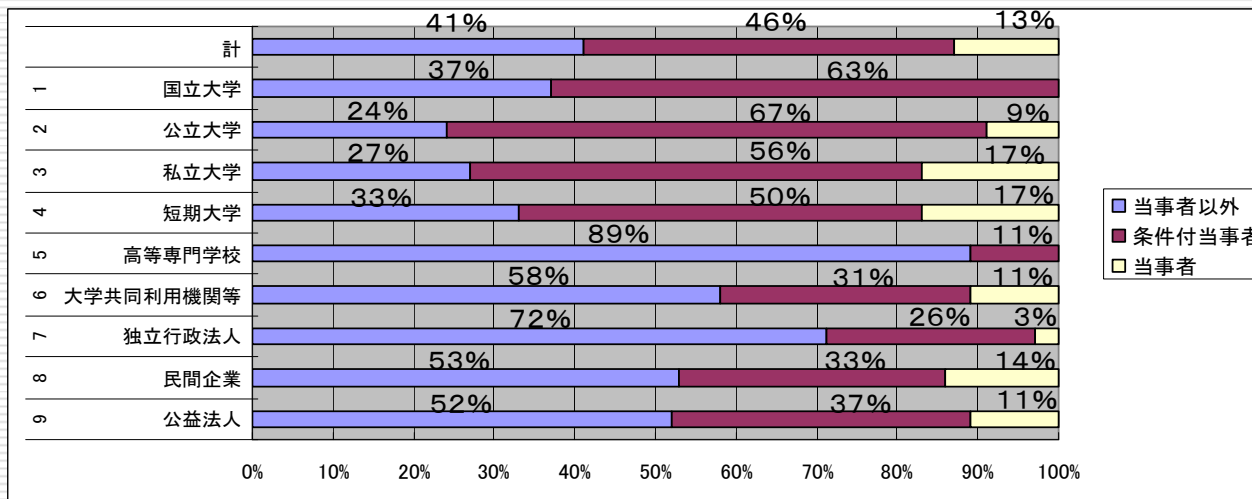
# 項目16 発注・検収業務における当事者以外の者によるチェックが行われるシステムの構築に向けた取組状況について(必須事項)

## 【発注】

### 機関全体



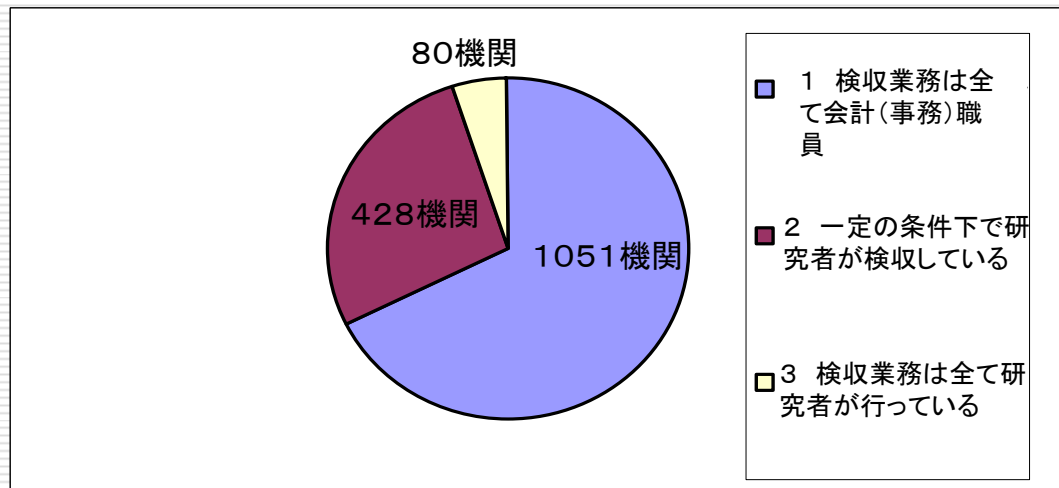
### 機関種別



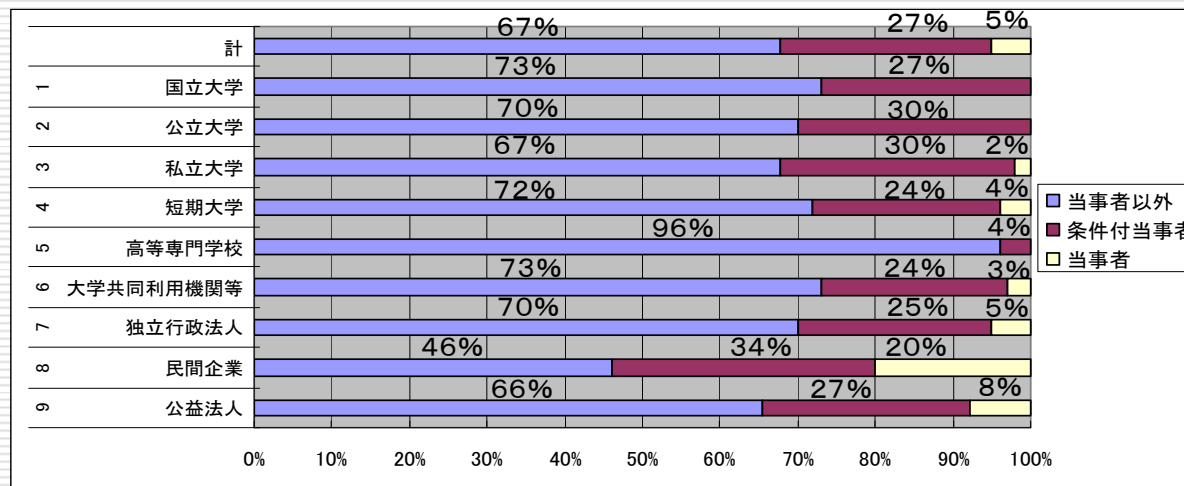
# 項目16 発注・検収業務における当事者以外の者によるチェックが行われるシステムの構築に向けた取組状況について(必須事項)

## 【検収】

### 機関全体

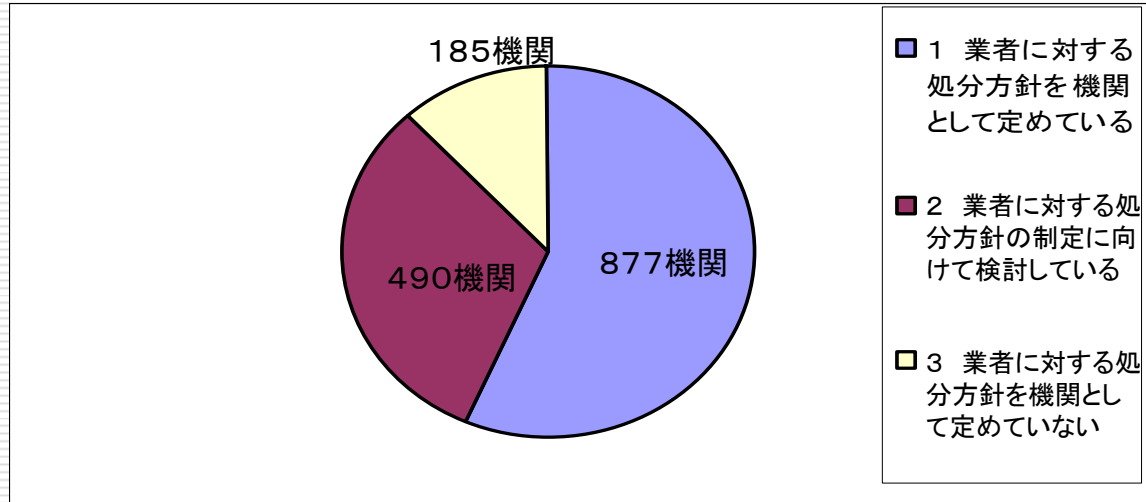


### 機関種別

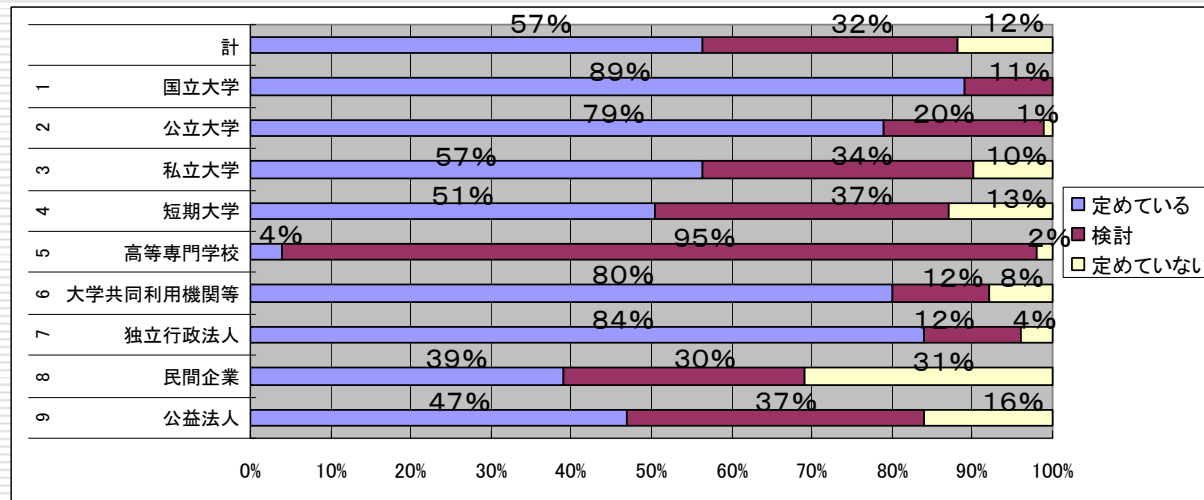


# 項目18 不正な取引に関与した業者への対応状況について (必須事項)

## 機関全体

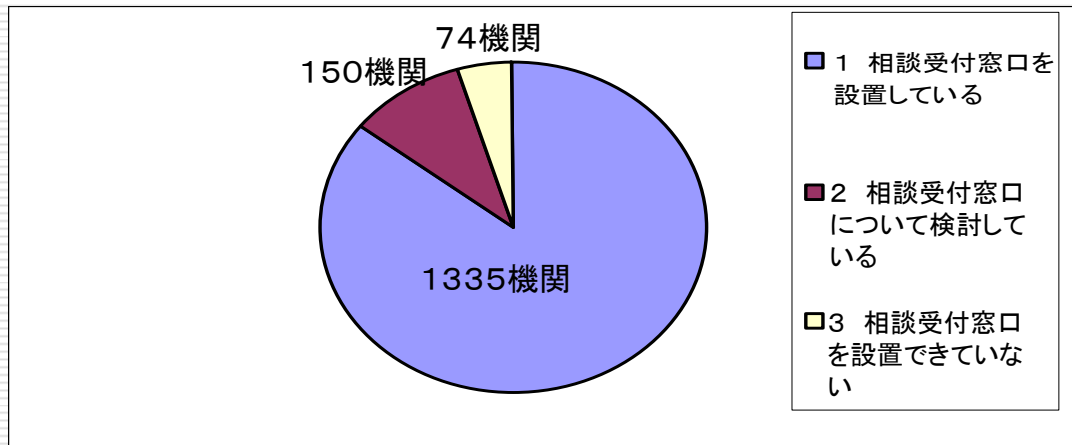


## 機関種別

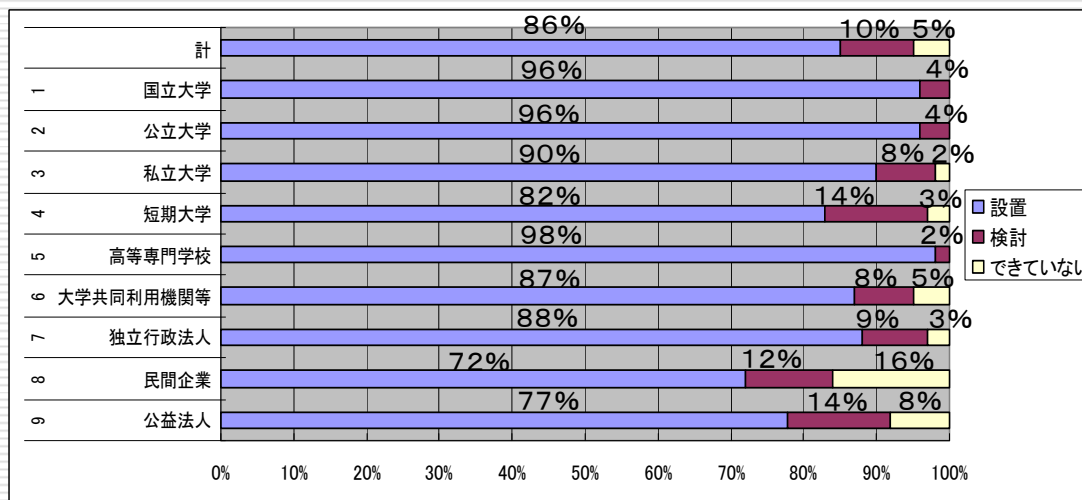


# 項目20 使用ルール等に関する相談受付窓口の設置状況について(必須事項)

## 機関全体

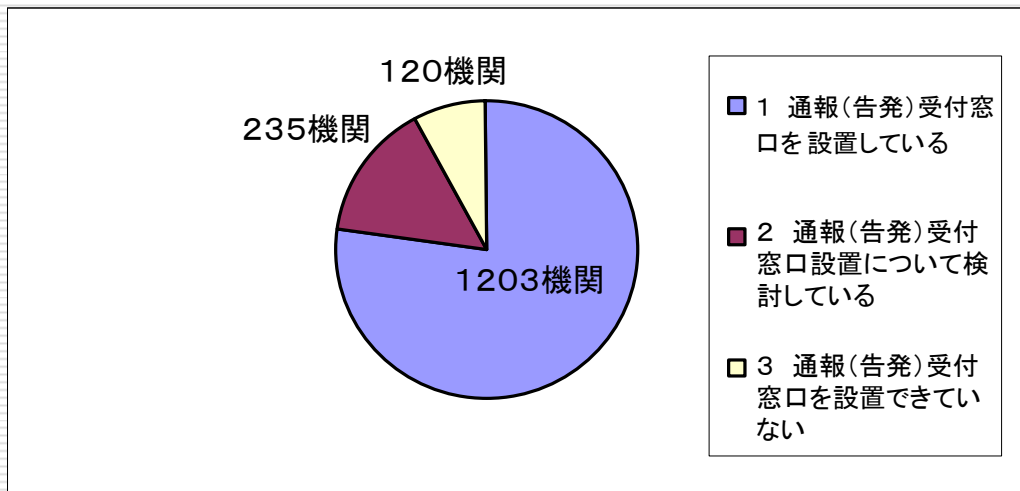


## 機関種別

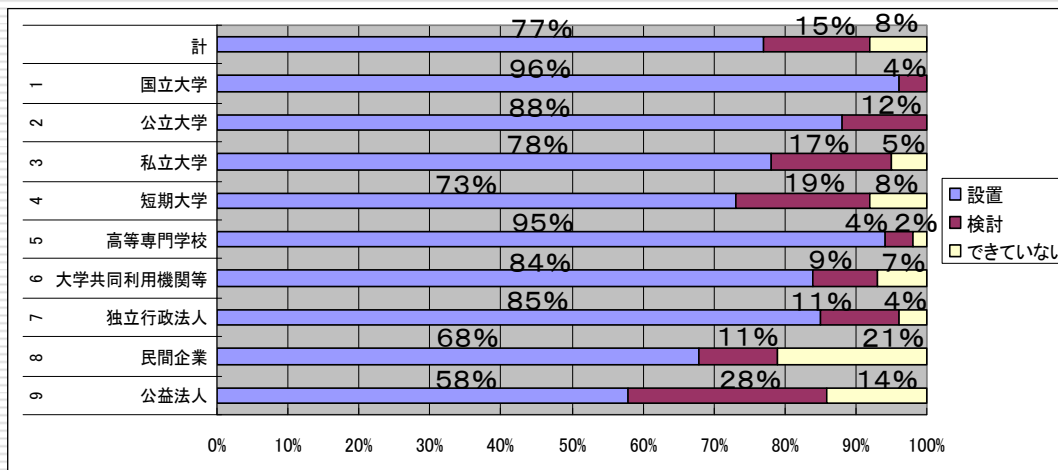


# 項目21 通報(告発)の受付窓口の設置状況について(必須事項)

## 機関全体

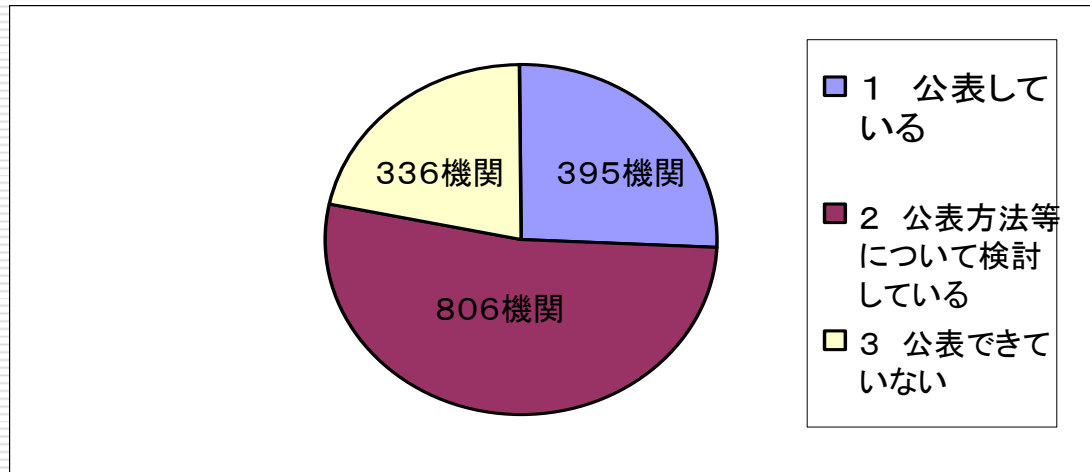


## 機関種別

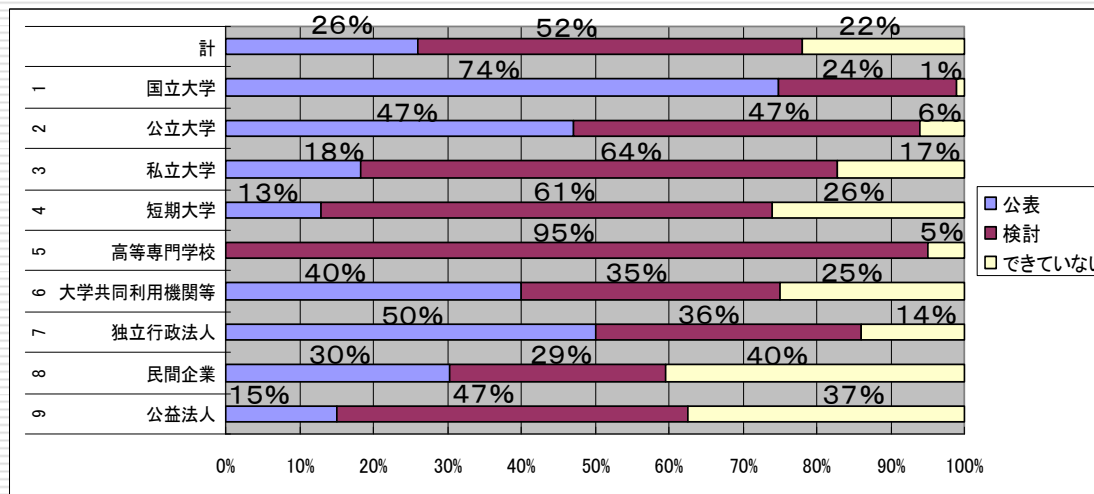


# 項目22 不正への取組に関する機関の方針と意思決定手続きの外部への公表について

## 機関全体



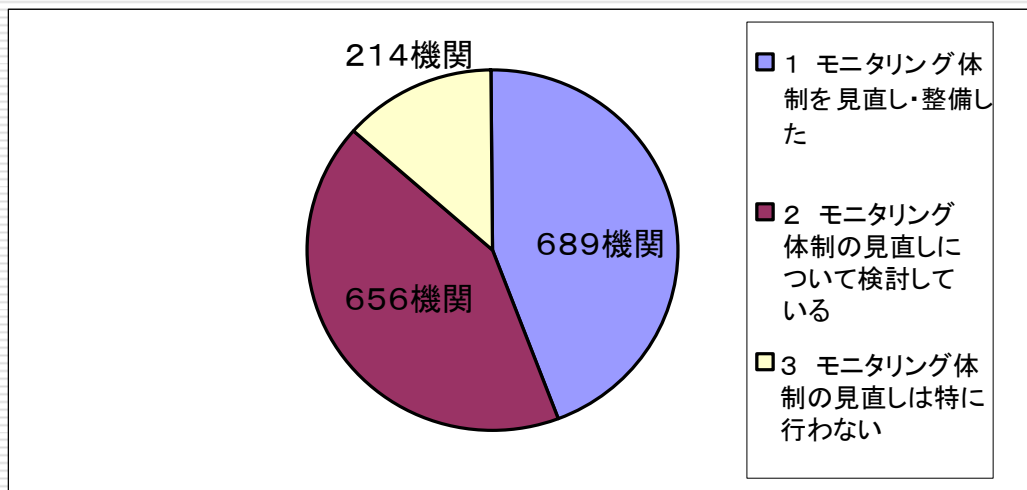
## 機関種別



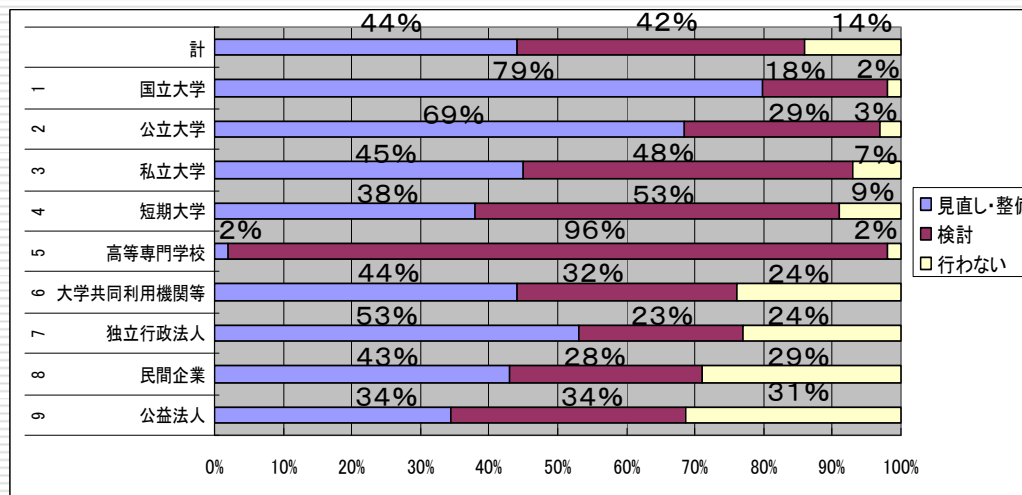


# 項目24 機関全体の視点からのモニタリング体制の整備状況について(必須事項)

## 機関全体

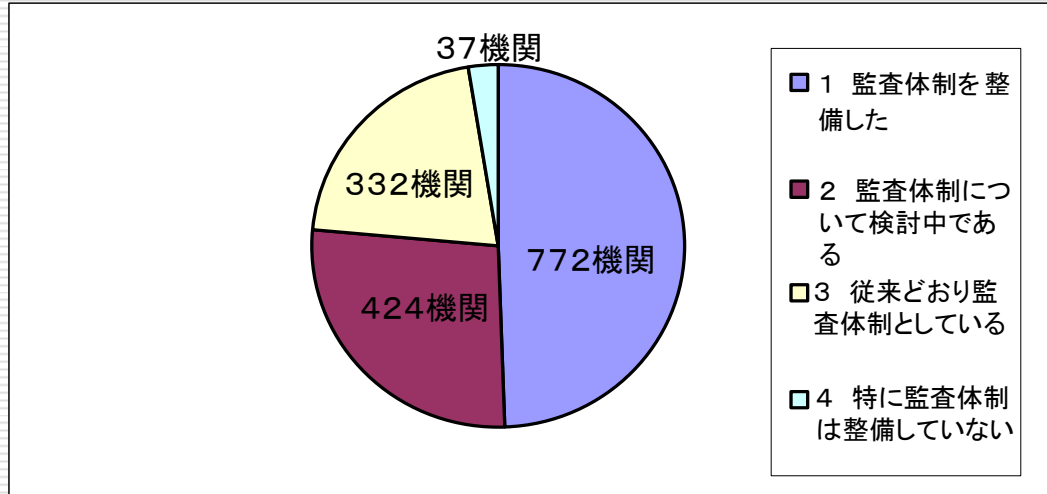


## 機関種別

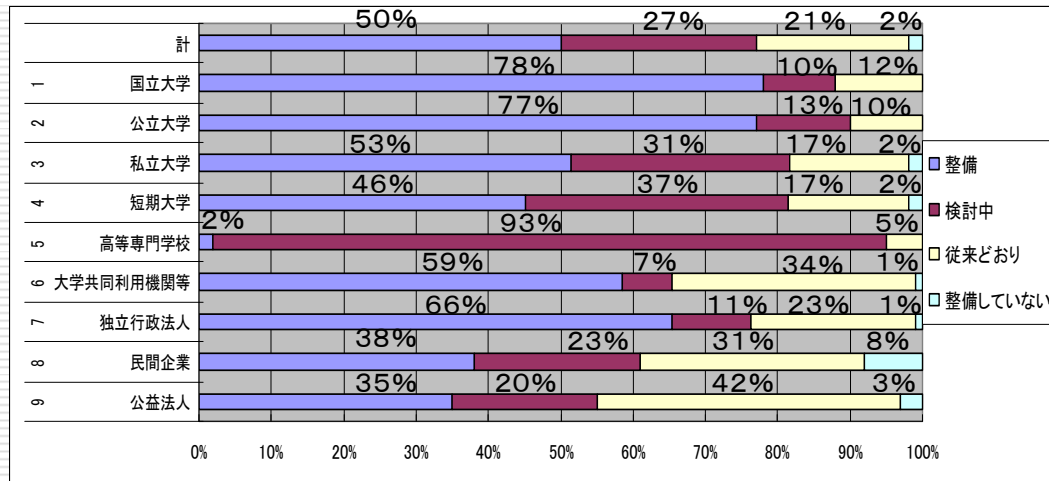


# 項目25 機関全体の視点からの内部監査体制の整備状況について(必須事項)

## 機関全体



## 機関種別



## 第4回検討会での議論(12月6日開催)

---

- 全体としては意識が高まったのではないか。
  - 機関によって意気込みの差がある。
  - ガイドラインの実施と制度改善は不可分であり、同時に進めるべき。
  - グッドプラクティスは出てきている。先行事例を率先して紹介すべきだ。
  - 全ての機関に間接経費をつけないとガイドラインが求める体制整備は難しい。
  - 仕組と運用との乖離を埋めていくのが重要だ。
-

# 分析にあたって

---

## (重要な観点)

- 実態をどのように把握し分析したか。
  - 研究者と事務職員との間で十分な議論がなされているか。
  - どのような議論や試行錯誤があったか。
  - 取組について内外にわかりやすく情報発信(公表)しているか。
  - マネジメント改革、組織改革がなされたか。
-

## 文部科学省における確認(現地調査)

---

- 報告書の書面確認結果とは関係なく、実態把握のために、資金配分額の多い機関を中心に、機関の性格や規模等のバランスに配慮したサンプリングによる現地調査を実施(年間100機関程度)
  - 現地調査においては、報告書の内容を基に、各責任者等へのヒアリングを実施(例:検収センター等がどの様に機能しているかなどを確認、ルールの運用実態や問題点を確認、これまでの検討の経緯を確認 など)
-

# 今後の予定

---

□ 報告書の内容確認(～平成20年2月頃)

□ 現地調査(平成20年1月～2月頃)

□ 各機関へのフィードバック

(～今年度末日途)

(1)改善・検討を求めることが必要な機関

→ 個別に通知

(2)その他の機関

→ 分析報告書を参照いただき、自律的な取組を促す

□ 分析報告書の構成(案)

(1)はじめに

(2)フォローアップの手法

(3)実施状況の概要

①「必須事項」の実施状況

②「その他の事項」の実施状況

③ 機関種別、規模別の取組の傾向

(4)ガイドライン各節ごとの実施状況

<各節ごとに>

①取組状況(全体的な傾向)

②ガイドラインへの対応状況

③特色ある取組

④改善・検討を求めることが必要な取組事例

(5)まとめ

・全体傾向の総括

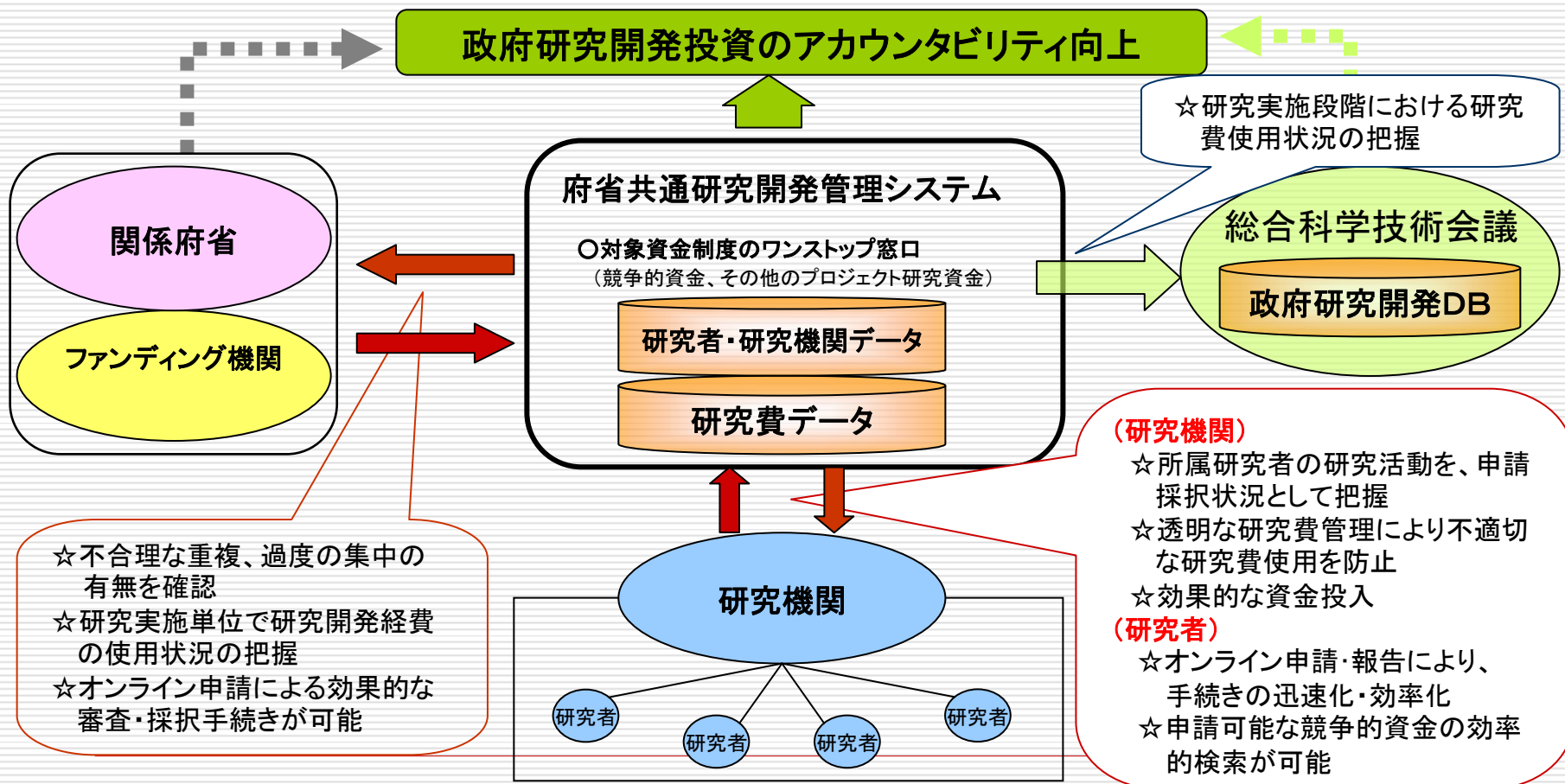
・提言

・今後の検討課題

---

# 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の運用開始へ向けて

- 府省横断的に競争的資金を中心として研究費に関する書類をオンライン電子化  
(応募受付→審査→採択→課題管理→成果報告等の一連のプロセスを支援)
  - 特定の研究者への研究費の不合理な重複や過度の集中を回避
  - 業務効率化、研究者の利便性の向上



<平成20年1月より運用開始>

e-Rad を利用するためには、**事前準備手続き**が必要です。

## 研究機関において必要な手続き

### ① 研究機関の登録手続き

- ・ **科学研究費補助金の機関番号を有している機関は12月中の登録をお願いします。**

システム利用に当たっての事務担当者用のID、初期PW、電子証明書を発行します。

### ② 所属している研究者の登録手続き

- ・ **科学研究費補助金の研究者名簿に登録されている研究者については、研究者番号がそのまま使用できます。**

システム稼動後に各研究者にログインID、初期PWを発行してください。

- ・ **新たに研究者の登録する場合や研究者情報を更新する場合は、システム稼動後に、事務担当者による直接入力をお願いします。**

科研費応募時に必要な科研費研究者名簿を作成するに当たっては、文部科学省研究振興局学術研究助成課から「〇月〇日までにe-Radの研究者情報に登録されているデータを取り込み、科研費研究者名簿を作成する」という内容の通知が発出される予定なので、期日までにe-Radの研究者情報の確認、更新をお願いします。

詳細はe-Radポータルサイト<http://www.e-rad.go.jp>  
(最新のお知らせ「システム利用に当たっての事前準備」)をご覧ください